

経営継承・発展等支援事業実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制 定	令和 3 年 3 月 26 日 付け 2 経営第 2988 号
一部改正	令和 4 年 3 月 30 日 付け 3 経営第 3156 号
一部改正	令和 5 年 4 月 1 日 付け 4 経営第 2556 号
一部改正	令和 6 年 4 月 1 日 付け 5 経営第 3153 号
一部改正	令和 7 年 3 月 31 日 付け 6 経営第 3186 号

第 1 趣旨

農業者の一層の高齢化と減少が急速に進行する中、農業の持続的な発展を図るためには、農地をはじめとする地域の経営資源を次世代に継承していく必要があります。

他方で、地域の経営資源の受け手として期待される担い手の高齢化が進行していることから、担い手から経営を継承し、発展させるための取組を支援することにより、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保することを目的とします。

第 2 定義

経営継承・発展等支援事業（以下別記以外において「本事業」といいます。）における用語の定義については、次のとおりとします。

1 公募選定団体

本事業の実施主体（以下「事業実施主体」といいます。）を決定するために農林水産省経営局長（以下「経営局長」といいます。）が別に定める公募要領により選定された団体をいいます。

2 地域計画

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」といいます。）第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいいます。

3 認定農業者

基盤強化法第 13 条第 1 項に規定する認定農業者をいいます。

4 認定就農者

基盤強化法第 14 条の 5 第 1 項に規定する認定就農者をいいます。

5 地域農業の担い手

市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた認定農業者又は認定農業者に準ずる者

6 家族経営協定

家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について（平成7年2月7日付け7構改B第103号構造改善局長・農蚕園芸局長通知）第2に規定する家族経営協定をいいます。

7 青色申告者

所得税法（昭和40年法律第33号）第143条の規定により承認を受けている者、同法第144条に規定する申請書を提出した者、法人税法（昭和22年法律第28号）第121条第1項の規定により承認を受けている者及び同法第122条第1項に規定する申請書を提出した者をいいます。

第3 事業対象期間

本事業の対象期間は、各年4月1日から翌年3月31日までとします。

第4 本事業の実施主体、内容及び補助率

1 事業実施主体は、公募選定団体とします。

2 本事業の内容及び補助率は以下のとおりとします。

なお、Ⅰに掲げる事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとします。

事業内容	補助率
Ⅰ 経営継承・発展支援事業（別記1） 地域農業の担い手から経営を継承した後継者が経営の発展に向けた取組を行う際に必要となる経費を補助する事業	2分の1以内
Ⅱ 推進事務事業（別記2） Ⅰの事業に係る補助金（以下「間接補助金」といいます。）の交付及び関連する取組を推進する事業	定額

第5 国の補助

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費を事業実施主体に対し、補助します。

第6 事業計画

1 事業実施に関する交付規則の作成

事業実施主体は、本事業を円滑に実施するために事業実施に関する交付規則を作成することとし、交付規則を作成又は修正をした場合には、経営局長の承認を得るものとします。

2 事業計画の作成及び承認の申請

事業実施主体は、本事業を行う前に事業計画書（別紙様式第1号）を作成し、経営局長に提出して、承認を受けるものとします。

3 本事業の着手

- （1）本事業については、原則として、事業実施主体が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」といいます。）第6条第1項の規定による補助金等の交付の決定を受けた後に行った取組を対象とします。

ただし、事業実施主体は、地域の実情等のやむを得ない事情により当該交付の決定を受ける前に本事業に着手（契約行為を行うことをいいます。以下同じ。）をする必要がある場合は、2の事業計画書の承認後、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（別紙様式第2号）を経営局長に提出するものとします。

- （2）事業実施主体は、（1）の交付の決定を受ける前に本事業に着手をする場合は、補助金の交付を受けることが確実となってから着手をすることとし、交付決定を受けるまでの期間内に行った本事業について天災地変等のあらゆる事由によって生じた損失等は、自らの責任とすることを了知の上行うものとします。

4 事業計画の変更等

事業実施主体は、2により承認された事業計画について、以下の変更等が生じた場合は、事業計画の変更、中止又は廃止の承認申請書を作成し、2の手續に準じて経営局長の承認を受けるものとします。

- （1）事業内容の追加、中止又は廃止
- （2）事業目的の変更
- （3）事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増
- （4）事業費又は国庫補助金の30%を超える減

第7 事業の完了報告

事業実施主体は、本事業を完了したときは、事業完了報告書（別紙様式第3号）を作成し、事業実施年度の翌年度8月末日までに経営局長に提出してください。

第8 指導監督等

- 1 経営局長は、本事業の実施に関し、事業実施主体に対し、必要な指導監督を行うものとします。
- 2 事業実施主体は、必要に応じて、経営局長に対し、報告及び相談を行うものとします。
- 3 事業実施主体は、本事業の事務実施体制の大幅な変更等の本事業の実施に影響を及ぼす事情が生じたときは、経営局長に対し、速やかに報告するものとします。
- 4 国は、本事業が適切に実施されたことを確認するため、必要な範囲内で事業実施主体に対し、必要な報告を求めるほか、現地への立入調査等を行うことができるものとします。
- 5 事業実施主体は、本事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令に基づき、適正に管理し、適切に取り扱うものとします。

第9 委任

この要綱（以下「実施要綱」といいます。）に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、経営局長が別に定めるものとします。

第10 環境負荷低減に向けた取組の実施

事業実施主体、別記1に定める間接補助事業者及び助成対象者は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）第15条の規定に基づく、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和4年9月15日農林水産省告示第1412号）等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、その具体的な取組内容は別記3のとおりとします。

附 則（令和３年３月26日付け２経営第2988号）

- 1 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年２月８日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 ２に規定する通知により令和２年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則 （令和４年３月30日付け３経営第3156号）

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 この通知による改正前の経営継承・発展等支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則 （令和５年４月１日付け４経営第2556号）

- 1 この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
- 2 この通知による改正前の経営継承・発展等支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則 （令和６年４月１日付け５経営第3153号）

- 1 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
- 2 この通知による改正前の経営継承・発展等支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則 （令和７年３月31日付け６経営第3186号）

- 1 この要綱は、令和７年４月１日から施行する。
- 2 この通知による改正前の経営継承・発展等支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

(別紙様式第 1 号)

年 月 日

農林水産省経営局長 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

令和 年度経営継承・発展等支援事業計画の承認申請について

経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和 3 年 3 月 26 日付け 2 経営第 2988 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 2（又は 4）の規定に基づき、別添のとおり、経営継承・発展等支援事業計画の承認申請書を提出します。

なお、本事業の担当者は以下のとおりです。

氏名：

所属部署・役職名：

TEL：

E-mail：

（注）事業計画を変更しようとする場合にあっては、「承認」を「変更承認」と置き換え、事業計画を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「承認」を「中止（廃止）承認」と置き換えること。

また、事業計画を変更し、中止し、又は廃止しようとする理由についても付記すること。

（添付資料）環境負荷低減のチェックシート（別記 3－様式第 1 号）

(別添)

1 組織の概要

名称	
所在地	
設立	年 月 日
統括責任者	
構成員	

2 本事業の実施方針

※本事業を適正に実施するための取組方針や特筆すべき創意工夫等を具体的に記載すること。

3 本事業の実施体制

※本事業を適正に実施するための実施体制や特筆すべき創意工夫等を具体的に記載すること。
また、必要に応じて実施体制の判るフロー図を添付すること。

4 本事業の活動内容

時期（年月）	活動内容	備考

(注) 本欄には、月単位での本事業の活動内容について具体的に記載してください。

5 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	本事業に 要する経費 (A + B + C)	負担区分			備 考
		国庫補助金 (A)	市町村負担額 (B)	その他 (C)	
I 経営継承・発展支 援事業					
II 推進事務事業					
合 計					
経費内訳					
区 分		経費の見積額（又は実績額）			
I 経営継承・発展支援事業					
II 推進事務事業					
合 計					

(注) 1 「経費の見積額（又は実績額）」の欄には、積算方法や積算内訳及び積算における考え方、経費の必要性などを記載してください。

2 必要に応じて、単価等の設定根拠となる資料、本事業との関連性が判る資料を添付してください。

(別紙様式第2号)

年 月 日

農林水産省経営局長 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

令和 年度経営継承・発展等支援事業交付決定前着手届について

経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）第6の3の規定により、令和 年 月 日付けで承認を受けた本事業について、下記の理由により交付決定前に着手する必要があるので、下記の条件を了承の上、同第6の3の（1）の規定に基づき、経営継承・発展等支援事業の交付決定前着手届を提出します。

記

交付決定前に事業に着手する理由：

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した本事業に損失等が生じた場合、これらの損失等は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 本事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

(別紙様式第3号)

年 月 日

農林水産省経営局長 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

令和 年度経営継承・発展等支援事業の事業完了報告について

経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）第7の規定に基づき、別添のとおり経営継承・発展等支援事業の事業完了報告書を提出します。

別添：別紙様式第1号の別添に事業の実績を記載したもの

環境負荷低減のチェックシート（別記3－様式第1号）

環境負荷低減のチェックシートに記載の取組を実施した助成対象者リスト

(別記1)

経営継承・発展支援事業

第1 事業の内容等

1 事業の内容

地域農業の担い手から経営を継承した後継者が、第2の2の(1)の経営発展計画(以下「経営発展計画」といいます。)に基づいて実施する経営発展に向けた取組に必要な経費を補助します。

2 事業の仕組み

- (1) 国は、予算の範囲内において、事業実施主体に対して、補助金を交付します。
- (2) 事業実施主体は、経営継承・発展支援事業(以下別記1において「本事業」といいます。)に要する経費を間接補助事業者である市町村(以下「間接補助事業者」といいます。)に補助します。
- (3) 事業実施主体は、間接補助事業者を公募するものとします。また、間接補助事業者を公募する際の手続等については、事業実施主体が定める公募要領によるものとし、事業実施主体は、これを作成し、又は修正した場合には、経営局長の承認を受けるものとします。
- (4) 間接補助事業者は、3の補助対象者を募集するとともに、事業実施主体が別記2の第1の2の(1)に定めるところにより選定した補助対象者(以下「助成対象者」といいます。)に対し、補助金(間接補助事業者が負担する費用を含みます。以下別記1において同じ。)を交付するものとします。

3 補助対象者

補助対象者の要件は、次に掲げるものとします。

(1) 補助対象者が個人事業主の場合

ア 次の(ア)から(オ)までに掲げる者であること。

- (ア) 地域計画のうち目標地図(基盤強化法第19条第3項の地図をいいます。)に位置付けられた者(東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいいます。以下「原子力被災12市町村」といいます。)及び令和6年能登半島地震の被災市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限りです。以下同じ。)にあっては、実質化された人・農地プラン(人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知)2の(1)

の実質化された人・農地プランをいいます。以下同じ。)に位置付けられた中心経営体を含みます。)

(イ) 今後目標地図に位置付けられることが見込まれる者

(ウ) 認定農業者

(エ) 認定就農者

(オ) その他市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた者

イ 事業実施年度の前々年度中の1月1日から経営発展計画の提出時までに地域農業の担い手である先代事業者（個人事業主に限ります。以下同じ。）からその経営に関する主宰権の移譲を受けていること（所得税法第229条に規定する届出書、確定申告書その他関係書類で当該主宰権の移譲を確認できる場合に限りま

す。）。

ウ イの主宰権の移譲に際して、原則として、先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと。

エ 税務申告等を本事業による助成を受けようとする者の名義で行っていること。

オ 青色申告者であること。

カ 家族農業経営である場合にあっては、家族経営協定を書面で締結していること。

キ 経営発展計画を策定し、当該経営発展計画に基づいて経営発展に取り組み、かつ、当該経営発展計画の達成が実現可能であると見込まれること。

ク 地域の農地等を引き受けるなど地域農業の維持・発展に貢献する強い意欲を有していると間接補助事業者が認めること。

ケ イの主宰権の移譲を受けた日より前に農業経営を主宰していないこと。

コ 「農業人材力強化総合支援事業実施要綱」（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1の第2の2に掲げる事業（以下「農業次世代人材投資事業（経営開始型）」といいます。）に係る資金又は「新規就農者育成総合対策実施要綱」（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「新規就農者育成実施要綱」といいます。）別記2の第2の2に掲げる事業に係る資金（以下「経営開始資金」といいます。）に係る資金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

サ 新規就農者育成実施要綱別記1に掲げる事業（以下「経営発展支援事業」といいます。）、「新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱」（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記1に掲げる事業（以下「就農準備・経営開始支援事業」といいます。）又は同実施要綱の別記2に掲げる事業（以下「世代交代・初期投資促進事業」といいます。）を現に実施しておらず、かつ過去に実施していないこと。

(2) 補助対象者が法人（集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに掲げる組織）を含みます。別記1－別表において同じ。）の場合

ア 次の（ア）から（オ）までに掲げる者であること。

（ア） 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者（原子力被災12市町村及び令和6年能登半島地震の被災市町にあっては、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体を含みます。）

（イ） 今後目標地図に位置付けられることが見込まれる者

（ウ） 認定農業者

（エ） 認定就農者

（オ） その他市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた者

イ 次に掲げる（ア）又は（イ）の要件を満たすこと。

（ア） 法人の経営の主宰権を先代経営者から移譲を受ける場合にあっては、当該法人が地域農業の担い手であり、後継者（個人に限ります。以下同じ。）が事業実施年度の前々年度中の1月1日から経営発展計画を提出する時までに当該主宰権の移譲を受けていること（法人登記、定款又は規約による確認ができる場合に限ります。）。

（イ） 先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行う場合にあっては、当該先代事業者が地域農業の担い手であり、後継者が事業実施年度の前々年度中の1月1日から経営発展計画を提出する時までに当該主宰権の移譲を受けていること。

ウ イの（ア）又は（イ）の主宰権の移譲に際して、原則として、法人自ら又は先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと。

エ 青色申告者であること。

オ 経営発展計画を策定し、当該経営発展計画に基づいて経営発展に取り組み、かつ、当該経営発展計画の達成が実現可能であると見込まれること。

カ 地域の農地等を引き受けるなど地域農業の維持・発展に貢献する強い意欲を有していると間接補助事業者が認めること。

キ イの（ア）又は（イ）の主宰権の移譲を受けた後継者がその日より前に農業経営を主宰していないこと。

ク イの（ア）又は（イ）の主宰権の移譲を受けた後継者が過去に農業次世代人材投資事業（経営開始型）又は経営開始資金に係る資金の交付を受けていないこと。

ケ イの（ア）又は（イ）の主宰権の移譲を受けた後継者が過去に経営発展支援事業、就農準備・経営開始支援事業又は世代交代・初期投資促進事業を実施していないこと。

4 補助対象経費等

（1）補助対象経費

本事業の目的を達成するために必要となる次に掲げる経費（融資に関する利子助成措置以外の国の補助事業の対象となった経費を除きます。）を補助対象経費とします。

なお、本事業において、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和7年度以降に新たに販売された型式を導入する場合には、同安全性検査を合格したもののみを補助対象とします。

（補助対象経費）

専門家謝金、専門家旅費、研修費、旅費、機械装置等費、広報費、展示会等出展費、開発・取得費、雑役務費、借料、設備処分費、委託費又は外注費

（２）補助率

本事業による国の補助率は２分の１以内とし、補助金の額は、助成対象者１人当たり100万円以内とします。ただし、間接補助事業者が補助金の交付に当たり助成対象者の経営発展に向けた取組に必要な事業費の２分の１（上限50万円）を負担する場合に限り、事業実施主体は間接補助事業者に国庫補助金を交付することができるものとし、その国庫補助金の額は助成対象者１人当たりの間接補助事業者の負担する額と同額（上限50万円）とします。

第２ 事業の実施

１ 事業実施主体、間接補助事業者に係る手続

（１）事業実施主体は、第１の２の（３）の公募要領により、間接補助事業者の公募を行うものとします。間接補助事業者になろうとする市町村は、補助対象者ごとの経営発展計画（別記１－様式第２号）について、配分基準表（別記１－別表２）に基づきポイントを付し、第１の２の（３）の公募要領の定めるところにより事業実施提案書を事業実施主体に提出するものとします。

事業実施主体は、第１の２の（３）の公募要領の定めるところにより市町村から提出された事業実施提案書について、補助対象者の要件等の確認及び審査基準（別記１－別表１）による評価を行った上で、市町村が経営発展計画（別記１－様式第２号）に付したポイントを基準として助成対象者の候補を選定し、それを踏まえた選定結果を事業実施提案書の提出があった市町村に通知するものとします。

（２）（１）の通知により間接補助事業者の候補となった市町村は、助成対象者の候補の経営発展計画（別記１－様式第２号）、経営発展計画総括表（別記１－様式第３号）及び市町村事業実施計画（別記１－様式第４号）を作成し、（１）の助成対象者の候補の選定結果の通知があった日から10日以内に事業実施主体へ事業実施計画の承認申請書（別記１－様式第５号）を提出し、その承認を受けるものとします。

（３）事業実施主体は、（２）により事業実施計画の承認申請を受けた場合は、経営局長へその妥当性の協議をした上で、その内容が適当と認めるときは事業実施計画を承認します。また、事業実施計画を承認したときは、遅滞なくその旨を間接補助事業者となった市町村へ通知します。

- (4) 経営局長は、(3)に定めるところにより協議を受ける場合は、必要に応じて、事業実施主体に対して指導及び助言を行うことができるものとします。
- (5) 事業実施主体から交付決定を受けた後に、間接補助事業者は、補助金を助成対象者に交付するものとします。
- (6) 本事業については、原則として、事業実施主体が、適正化法第6条第1項の規定による補助金等の交付の決定を受けた後に行った取組を対象とします。

ただし、間接補助事業者は、地域の実情等のやむを得ない事情により当該交付の決定を受ける前に本事業に着手をする必要がある場合は、(3)の事業実施計画の承認後、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届(別記1-様式第6号)を事業実施主体に提出することができます。

なお、間接補助事業者は、当該決定を受ける前に本事業に着手をする場合は、国庫補助金の交付を受けることが確実となってから着手をすることとし、当該交付の決定を受けるまでの期間内に行った本事業について天災地変等のあらゆる事由によって生じた損失等は、自らの責任とすることを了知の上行うものとします。

- (7) 間接補助事業者は、(3)により承認された事業実施計画について、以下の変更が生じた場合は、事業実施計画の変更、中止又は廃止の承認申請書(別記1-様式第5号)を作成し、事業実施主体の承認を受けるものとします。このとき、事業実施主体は、承認申請に係る変更等の内容について疑義がある場合は、経営局長へその妥当性の協議をした上で、その内容が適当と認めるときは承認するものとします。また、事業実施主体は、事業実施計画の変更等の承認をしたときは、遅滞なくその旨を間接補助事業者へ通知するものとします。

ア 事業内容の追加、中止又は廃止

イ 事業目的の変更

ウ 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増

エ 事業費又は国庫補助金の30%を超える減

- (8) 間接補助事業者は、助成対象者が次のいずれかに該当する場合は、その者に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させ、又は当該補助金の全部若しくは一部を交付しないものとします。

ア 2の(2)に定めるところにより経営発展計画に記載された取組を廃止した場合

イ 経営発展計画に記載された取組を実際に行っていないと認められる場合

ウ 経営発展計画に記載された取組の実施状況等の報告を行わない場合

エ 経営発展計画に記載された取組について、繰り返し指導を行ったにも関わらず改善に向けた取組を行わない場合

オ 実施要綱、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱(平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」といいます。)、間接補助金に係る交付規則又は間接補助事業者が定める交付規則に違反した場合

カ 虚偽の報告等本事業に関する不正が認められる場合

- (9) 事業実施主体は、(8)に定めるところにより助成対象者に返還させ、又は交付しなかった国庫補助金について、事業対象期間中に当該国庫補助金を用いて本事業を行ってもなお残余がある場合には、当該残余額を国に返還するものとします。

なお、当該残余額を返還した後もなお間接補助事業者から国庫補助金の返還がある場合には、事業実施主体は、四半期ごとに当該返還金を取りまとめ、速やかに農林水産大臣に報告し、農林水産大臣の指示に従って当該返還金を国に返還するものとします。

- (10) 間接補助事業者は、本事業を完了したときは、事業完了報告書（別記1－様式第7号）を作成し、事業実施主体が別に定める日までに事業実施主体に提出するものとします。

2 助成対象者に係る手続

- (1) 本事業による助成を受けようとする補助対象者は、間接補助事業者が定める公募要領等に基づき、経営発展に向けた取組内容を記載した経営発展計画（別記1－様式第2号）を作成し、間接補助事業者が取組承認申請書（別記1－様式第1号）を提出するものとします。

- (2) 助成対象者は、やむを得ない理由により、経営発展計画に記載された取組を変更し、中止し、又は廃止するときは、取組承認申請書（別記1－様式第1号）を間接補助事業者に提出するものとします。

- (3) 助成対象者は、経営発展計画に記載された取組を完了したときは、取組完了報告書（別記1－様式第8号）を、間接補助事業者が別に指定した日までに間接補助事業者へ提出するものとします。

間接補助事業者は、取組完了報告を受けた場合は、その内容等を確認するものとします。

第3 事業の評価等

- 1 助成対象者は、事業実施年度から経営発展計画に定めた目標年度まで、毎年度末に間接補助事業者へ経営発展計画に記載された取組の実施状況等について実施状況報告書（別記1－様式第9号）により報告するものとします。

- 2 間接補助事業者は、1により報告があった場合は、その内容について評価を行い、必要に応じて助成対象者に対して指導を行うとともに、事業実施状況報告及び評価報告書（別記1－様式第10号）により事業実施主体へ報告するものとします。

また、経営発展計画に記載された取組の実施が不十分と認められる場合は、間接補助事業者は、必要に応じ、農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱（令和6年3月28日付け5経営第3141号農林水産事務次官依命通知）別記1の第3の4の(2)の力の専門家等を活用するよう助成対象者に対して指導を行うものとします。

- 3 事業実施主体は、2により報告があった場合は、その内容について評価を行い、経営局長と協議し、必要に応じて外部有識者等により構成される審査会に諮り、その結果を間接補助事業者へ通知するものとします。

経営局長は、経営発展計画に記載された取組の実施が著しく不十分と認めた場合、間接補助事業者に2の評価結果及び当該取組の改善計画の公表を求めるものとします。

第4 整備した機械装置等の管理運営等

1 処分制限財産

間接補助事業者は、助成対象者に対し、国庫補助金により整備した単価50万円（税込み）以上の機械装置等（以下「処分制限財産」といいます。）を、次のとおり常に良好な状態で管理させ、必要に応じて修繕、改築等を行わせ、その整備目的に則して最も効率的な運用を図らせるなど、適正に管理運営するよう指導するものとします。

- （1）国庫補助金の交付目的に沿った処分制限財産の適正な管理を行わせるため、間接補助事業者は、助成対象者に対し、処分制限財産ごとに減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数表に相当する期間に準じた処分制限期間を設定させるものとします。
- （2）間接補助事業者は、助成対象者に対し、処分制限財産の管理状況を明確にするため、財産管理台帳を備え置かせるものとします。
- （3）間接補助事業者は、助成対象者に対し、処分制限財産の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、適宜管理運営日誌又は利用簿等の作成、整備及び保存をさせるものとします。

2 財産処分の手続

間接補助事業者は、助成対象者が、その整備した処分制限財産について、1の

（1）に定めるところにより設定した処分制限期間内に、当該国庫補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、適正化法第22条に準じた財産処分として、市町村交付規則等に基づき、助成対象者に財産処分の申請を行わせるものとします。この申請を受けた間接補助事業者は、事業実施主体の承認を受けるものとします。

また、事業実施主体は、財産処分の申請を受けた場合は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知）に定める承認基準等に留意して、その承認の必要性を検討し、財産処分が適当と認められる場合は農林水産大臣の承認を受けるものとします。

3 災害の報告

間接補助事業者は、処分制限財産について、処分制限期間内に災害により被害を受けたときは、遅滞なく助成対象者に報告させるものとします。

(別記 1－別表 1)

審 査 基 準
1 経営継承・発展支援事業の趣旨及び目的を理解し、これらに沿った取組であるか。 2 補助対象者の経営状況及び経営方針が経営継承・発展支援事業による取組を行うのに適正であるか。 3 経営発展計画に記載した取組内容が設定した目標の達成に向けて適切なものか、また実現可能性はあるか。 4 経営発展計画に記載した取組に要する経費の積算が妥当であり、事業費の効率的な執行が見込まれるか。 5 経営発展計画に記載した成果目標の妥当性 (1) 成果目標が基盤強化法第 6 条第 1 項に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」といいます。）等の当該市町村における今後の農業の担い手の育成・確保を図るための計画の方向、地域計画に即したものであり、目標年度の目標値が経営継承した時点又は現状における値に比べ妥当なものか。 (2) 成果目標の達成が当該地域農業の発展につながるものであるか。 6 経営継承・発展支援事業の実施による効果、自立的・継続的な取組への展開などの経営発展の継続性が認められるか。 7 市町村事業実施計画の妥当性 (1) 地域貢献に関する特徴的な取組は、当該地域農業の現状及び基本構想等の当該市町村における今後の農業の担い手の育成・確保を図るための計画の方向に即したものであり、妥当なものか。また、当該地域農業の振興等に資する具体的な取組内容となっているか。 (2) 経営継承・発展に関する支援体制は、実効性があるか。

(別記 1－別表 2) 配分基準表

項 目	現状の水準	点数
1 申請者（申請者が法人の場合はその後継者）の年齢	ア 経営継承した時点において 50 歳以上 60 歳未満であること。	1 点
	イ 経営継承した時点において 40 歳以上 50 歳未満であること。	2 点
	ウ 経営継承した時点において 40 歳未満であること。	3 点
2 農地中間管理機構から賃借権等の設定	農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けていること。	2 点
3 女性の取組	その取組について、a から c までのうち該当している項目数が次のいずれかであること。	
	ア 1 項目	1 点
	イ 2 項目以上	2 点
	a 女性が経営の主宰権を有していること。 b 役員又は常時雇用者のうち女性が過半を占めている法人であること。 （注）常時雇用者とは、主として農業経営のために雇った人で、雇用契約に際し、あらかじめ 7 か月以上の雇用期間を定めて雇った人（期間を定めずに雇った人を含みます。）をいいます。 c 法人であって、部門間で区分経理等を行っている場合に女性が当該部門の責任者であること。	
4 農業所得の水準	経営継承した時点における申請者（申請者が個人事業主の場合又は先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行った場合にあっては、申請者の先代事業者）の 1 人当たり又は 1 経営体当たりの農業所得が、基本構想に定める目標とすべき所得水準額と比較して、次のいずれかとなっていること。	
	ア 所得水準額の 130%以上 150%未満	1 点
	イ 所得水準額の 100%以上 130%未満	3 点
	ウ 所得水準額の 70%以上 100%未満	6 点
	エ 所得水準額の 50%以上 70%未満	4 点
	オ 所得水準額の 30%以上 50%未満	1 点
	（注） 1 基本構想において主たる従事者 1 人当たりの所得目標が	

	定められている場合は1人当たりの農業所得を、定められていない場合は1経営体当たりの農業所得を所得水準額と比較することとします。 2 経営継承した時点における1人当たり農業所得の算出方法は、次のとおりとします。 ・申請者が個人事業主の場合 (収入金額－経費) ÷ 1人 ・申請者が法人の場合 (税引前当期純利益＋法人の役員報酬) × (農業・関連事業等の売上高 ÷ 総売上高) ÷ 農業・関連事業等の役員数	
5 環境配慮の取組	みどりの食料システム法に基づき、以下のいずれかの認定を受けている、又は事業実施年度に認定を受ける見込みがあること。 ア みどりの食料システム法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画 イ みどりの食料システム法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画	2点
6 就業環境の改善の取組	就業規則又はこれに準ずるものにおいて、aからeまでのうち定めている項目数が次のいずれかであること。 ア 1項目 イ 2項目以上	1点 2点
	a 労働時間が1日8時間、週40時間以内 (変則労働時間制は、週平均40時間以内) b 休憩時間が、労働時間6時間で45分以上、8時間で1時間以上 c 休日が毎週1回又は4週4日以上 d 時間外・休日の労働が、1か月45時間、1年360時間以内 e 時間外・休日の割増賃金が、時間外労働125%以上、休日労働135%以上	
7 付加価値額の向上	ア 経営継承した時点のポイント (ア) 経営継承した時点の付加価値額が基準額(700万円)以上であること。 (イ) 経営継承した時点の就業者1人当たりの付加価値額が基準額(270万円)以上であること。 (注) 臨時雇用は延べ225人・日を1人として算定し、小数点第2位を四捨五入する。	2点 2点

	イ 目標ポイント 目標年度までの付加価値額又は就業者 1 人当たりの付加価値額の拡大率が次のいずれかに設定されていること。 a 2 %以上 4 %未満 b 4 %以上 6 %未満 c 6 %以上	2 点 3 点 4 点
8 地域貢献の取組	ア 経営面積等の拡大 現状と目標年度における経営面積又は飼養頭数の拡大率が次のいずれかに設定されていること。 (ア) 1 %以上 20%未満拡大 (イ) 20%以上 イ 従業員数の増加 現状と目標年度における常時雇用者の増加数が次のいずれかに設定されていること。 (ア) 1 名増 (イ) 2 名増以上 ウ 地域貢献に関する特徴的な取組 その取組について、取組内容が具体的であり、かつ地域農業の維持・発展に関して高い効果が見込めると市町村が認めていること。	1 点 2 点 1 点 2 点 3 点

9 経営発展の取組	その取組（事業費を要する取組に限る。）について、a から m までのうち該当している項目数が次のいずれかであること。 ア 2 項目 イ 3 項目 ウ 4 項目 エ 5 項目以上	1 点 2 点 3 点 4 点
	a 経営の法人化 b 新たな品種・作物・部門の導入 c 認証の取得 d データを活用した経営の実践 e 就業規則の策定 f 経営管理の高度化 g 就業環境の改善 h 外部研修の受講 i 新たな販路の開拓 j 新商品の開発 k 省力化・省人化・業務の効率化、農畜産物等の品質の向上 l 農畜産物等の規格・出荷方法の改善 m 防災・減災の取組の導入	なお、a から e までの項目のいずれかに該当する場合は、その該当する項目数に 4 点を乗じた点数（最大 8 点）を加点する。

(別記 1－様式第 1 号)

年 月 日

〇〇市町村長 殿

住 所
氏 名

令和 年度経営継承・発展支援事業の取組承認申請について

経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和 3 年 3 月 26 日付け 2 経営第 2988 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 の第 2 の 2 の（1）の規定に基づき、事業の取組承認を申請します。

（注）経営発展計画を変更しようとする場合にあっては、「承認」を「変更承認」と置き換え、事業実施計画を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「承認」を「中止（廃止）承認」と置き換えること。また、これらの場合にあっては、「別記 1 の第 2 の 2 の（1）」を「別記 1 の第 2 の 2 の（2）」と置き換え、経営発展計画を変更し、中止し、又は廃止しようとする理由についても付記すること。

（添付書類）経営発展計画（別記 1－様式第 2 号）

環境負荷低減のチェックシート（別記 3－様式第 1 号）

(別記 1－様式第 2 号)

経営発展計画

整理番号	
都道府県名	
市町村名	

1 申請者

ふりがな 氏名(代表者名)		☐ 男性 ☐ 女性	ふりがな 住 所	〒													
ふりがな 法人名		法人番号 (13桁)													年齢	年 月 日生まれ 継承時点: 歳	
連絡先	電話番号:										メールアドレス:						

2 経営概要

農地中間管理機構から貸借権等の設定を受けている ☐

営農類型	☐ 水田作 ☐ 畑作 ☐ 露地野菜 ☐ 施設野菜 ☐ 果樹 ☐ 露地花き ☐ 施設花き ☐ 酪農 ☐ 繁殖牛 ☐ 肥育牛 ☐ 養豚 ☐ 採卵養鶏 ☐ 食肉鶏 ☐ その他 ()																
経営面積 飼養頭羽数	【作目】_____, _____ a (品種名: _____), _____, _____ a (品種名: _____) _____, _____ a (品種名: _____), _____, _____ a (品種名: _____) _____, _____ a (品種名: _____), _____, _____ a (品種名: _____) 【飼養頭羽数】 _____ 頭・羽 (品種名: _____), _____ 頭・羽 (品種名: _____)																
従業員数等	役員数	人 (うち女性 人)				常時雇用者数	人 (うち女性 人)				臨時雇用者数	人				女性が部門責任者である ☐	環境配慮 ☐
農業所得	円				☐ 課税事業者				☐ 免税・簡易課税事業者等								
経営方針																	

3 経営継承の概要

(1) 先代事業者・先代経営者

ふりがな 氏名(代表者名)		☐ 男性 ☐ 女性	ふりがな 住 所	〒												
ふりがな 法人名		法人番号 (13桁)													年齢	年 月 日生まれ 継承時点: 歳

(2) 継承した資産等の概要

経営継承年月日 年 月 日

資産区分	継承方法		備 考
農地等	全部継承・一部継承・無	有償譲渡・無償譲渡 使用貸借・その他	
機械	全部継承・一部継承・無	有償譲渡・無償譲渡 使用貸借・その他	
施設	全部継承・一部継承・無	有償譲渡・無償譲渡 使用貸借・その他	

4 経営発展の取組

取組区分	①法人化 ②新たな品種・部門等の導入 ③認証取得 ④データ活用経営 ⑤就業規則の策定 ⑥経営管理の高度化 ⑦就業環境の改善 ⑧外部研修の受講 ⑨販路開拓 ⑩新商品開発 ⑪省力化・業務の効率化、品質の向上 ⑫規格等の改善 ⑬防災・減災の取組の導入			
取組内容	【具体的な取組内容】			
	区分番号	区分別の取組内容	経費(円)	経費内訳
経費(事業費)合計		円	補助対象経費合計	円

5 成果目標の設定

(1) 付加価値額の向上

項 目	経営継承時	1年度目 (事業実施年度)	2年度目	3年度目 (目標年度)	経営継承時から 目標年度までの 増減率(%)
ア 1経営体当たりの付加価値額	(万円)				
イ 就業者1人当たりの付加価値額	(万円)				

(2) 地域貢献

項 目	現状	1年度目 (事業実施年度)	2年度目	3年度目 (目標年度)	現状から 目標年度までの 増減率(%) / 数(人)
ア 経営面積、飼養頭羽数の拡大	(a、頭、羽)				
イ 常時雇用者数の増加	(人)				

6 地域貢献に関する特徴的な取組

--

令和 年度経営継承・発展支援事業の申請に係る宣誓事項

令和 年度経営継承・発展支援事業の申請に当たって以下の事項について宣誓します。

補助対象者の要件を満たしています。	☐
本計画及び添付書類の記載事項について事実と相違がありません。	☐
以下の①から④までのいずれにも該当しません。 ① 法人等(個人又は法人をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)である、又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)である、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である。 ② 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。 ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。 ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有している。	☐
既に本事業の採択・交付決定を受けていません。	☐
国、事業実施主体、市町村が求める本事業に係る調査等に協力します。	☐
本誓約に反したことにより、事業の不採択、採択の取消及び補助金の返還等を受けることとなっても、一切異議申し立てはいたしません。また、補助金の返還が生じた際には、指定期日までに返還いたします。	☐

(注) 1 内容を確認の上、上記右欄のボックス全てにチェックを入れてください。
2 本誓約に反していることが判明した場合は、事業不採択、交付決定の取消し又は補助金返還の対象となります。

個人情報の取扱い

本事業の実施に当たり、本申請に係る個人情報(氏名等)について、国、都道府県、市町村、事業実施主体、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターに提供することに同意します。(ご同意いただけない場合は、取組内容等が確認できないため、本事業の実施ができない場合があります。)	☐
---	--------------------------

【記載における留意事項等】

1 「申請者欄」について

申請者が法人の場合は、法人の代表者（経営を継承した後継者）の氏名、性別、住所、生年月日、経営継承時点の年齢、連絡先に加え、法人名（登記や定款で定めた正式名称）、13 ケタの法人番号を記載してください。

2 「経営概要」の欄について

申請時点における経営概要を記載してください。

ア 「営農類型」欄は、現状における農業生産物販売収入が最も多いものを一つ選択してください。

イ 「経営面積・飼養頭羽数」欄は、作目名、借地を含む経営している面積、品種名（品種ごとの面積、頭羽数は記載不要）を記載してください。

ウ 「常時雇用者数」欄は、主として農業経営のために雇った人で、雇用契約の締結に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人（期間を定めずに雇った人を含みます。）の人数を記載してください。

エ 「臨時雇用者数」欄は、（臨時雇用者の現状における年間総労働時間の合計÷8時間）÷延べ225人・日により算出（小数点第2位を四捨五入）して記載してください。

（注）「臨時雇用者」とは、日雇い、季節雇いなど農業経営のために臨時雇いした人であり、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の接受を伴わない未詳の受け入れ労働）を含みます。このほか、主に農業経営以外の仕事のために雇っている人が農繁期などに農業経営のための農作業に従事した場合や、7か月以上の契約で雇った人がそれ未満で辞めた場合を含みます（ただし、農作業を委託した場合の労働は含みません）。

オ 「女性が部門責任者である」欄は、組織図、区分経理などで客観的に確認できる部門の責任者に女性がいる場合にチェックを入れてください。

カ 「農業所得」欄は、原則として、経営継承した時点における農畜産物の精算及び農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業に係る所得を記載してください。ただし、災害等の特別の事業により大幅に所得が減少している場合は、被災等のあった事業年度の前年度の所得を記載してください。

キ 「環境配慮」の欄は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている又は事業実施年度に認定を受ける見込みがあることが書類等で確認できる場合にチェックを入れてください。

3 「経営継承の概要」欄について

ア 「経営継承年月日」欄は、個人事業主の場合は開業等届出書の開業・廃業等日欄に記載した年月日、法人の場合は代表者に関する変更登記をした年月日を記載してください。

イ 継承した資産等の概要の「備考」欄は、資産区分ごとの主な資産の継承方法を具体的に記載してください。

例）父親が所有する農地〇haについて民間融資を受けて購入した。

4 「経営発展の取組」欄について

- ア 「具体的な取組内容」欄は、研修内容、活用する専門家、取得する機械などが具体的に判るように記載してください。
- イ 「経費内訳」欄は、見積書などを参考にして単価、個数・回数等を具体的に記載してください。
- ウ 「補助対象経費合計」欄は、課税事業者の場合は消費税抜きの金額を記載してください。

5 「成果目標の設定」欄について

(1) のア又はイのいずれか1項目、(2) のア又はイのいずれか1項目を選択して記載してください。

- ア 付加価値額は、事業活動により生み出された価値を表すものであり、農業収入から農業生産に投入された肥料、飼料や農機具、作業委託といった財・サービスの費用を差し引いて算出します。具体的な計算方法は、収入総額（雑収入のうち補助金収入は含み、農業外収入は含みません。）から費用総額を差し引き、人件費（費用総額に含まれるものに限ります。）を加算して算出してください。
- イ 就業者1人当たりの付加価値額は、アの付加価値額を就業者数（役員数、常時雇用者数、臨時雇用者数の合計）で除して算出してください。
- ウ 常時雇用者数は、主として農業経営のために雇った人で、雇用契約の締結に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人（期間を定めずに雇った人を含む）の人数を記載してください。なお、雇用関係が雇用契約書等で雇用した年月日、雇用期間が確認できる必要があります。

6 「地域貢献に関する特徴的な取組」欄について

地域貢献に関する特徴的な取組は、5の(2)以外の取組であって、地域農業の維持・発展に資する高い効果が見込まれる取組をできるだけ定量的かつ具体的に記載してください。

例) ・地域の耕作放棄地〇haを引き受けて再生させ、地域農業の維持に貢献する。

- ・地域の農地の〇割を占める〇haの農地の耕作を維持し、地域農業の維持に貢献する。
- ・地域の農業者〇名に対する作業（〇〇、〇〇）受託を通じ、地域農業の強化に貢献する。
- ・地域の農業者〇名に対し、〇〇についての販路提供（技術提供・支援）を通じ、地域農業の強化に貢献する。
- ・新規就農者〇名の受入れ、研修等の実施を通じ、人材の育成・確保に貢献する。
- ・インターンシップの希望者〇名を受け入れ、人材の確保に貢献する。
- ・観光農園の取組を通じて年間〇名の来園者を確保し、地域の活性化に貢献する。
- ・農泊の取組を通じて年間〇名の宿泊客を確保し、地域の活性化に貢献する。

7 申請者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第69号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいいます。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、都道府県から交付を受けた当該基準の遵守状況を確認する書類を添付してください。

(別記 1 一様式第 3 号)

経営発展計画総括表

[illegible]

(注) ポイント欄は、経営発展計画（別記１－様式第２号）について配分基準表（別記１－別表２）に基づき該当する項目の点数を記載してください。

[illegible]

(別記 1－様式第 4 号)

事業実施年度	令和 年度
間接補助事業者	〇〇市町村

令和 年度〇〇市町村事業実施計画
(経営継承・発展支援事業)

1 必要経費総計

事業名	事業費	補助対象事業費※		
			うち国費	うち市町村費
経営継承・発展支援事業	円	円	円	円

(注) 補助対象事業費とは、国庫補助金算定基礎となる事業費（1 経営体当たり100万円上限）をいいます。

2 経営継承・発展に関する市町村の支援体制

添付資料：本補助金の交付に関する市町村の規程又は要綱、経営発展計画（別記 1－様式第 2 号）及び経営発展計画総括表（別記 1－様式第 3 号）
(注) 別記 1 の第 1 の 3 の（1）のア（オ）及び（2）のア（オ）に定める者については、経営継承・発展支援事業の補助対象者であることを市町村長が認めた事由が判る資料を添付してください。

(別記 1－様式第 5 号)

番 号
年 月 日

事業実施主体 殿

〇〇市町村長
氏名

令和 年度事業実施計画の承認申請について
(経営継承・発展支援事業)

経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和 3 年 3 月 26 日付け 2 経営第 2988 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 の第 2 の 1 の（2）の規定に基づき、事業実施計画の承認を申請します。

なお、本事業の担当者は以下のとおりです。

氏名：

所属部署・役職名：

TEL：

E-mail：

（注）事業実施計画を変更しようとする場合にあっては、「承認」を「変更承認」と置き換え、事業実施計画を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「承認」を「中止（廃止）承認」と置き換えること。また、これらの場合にあっては、「別記 1 の第 2 の 1 の（2）」を「別記 1 の第 2 の 1 の（7）」と置き換え、事業実施計画を変更し、中止し、又は廃止しようとする理由についても付記すること。

添付資料：市町村事業実施計画（別記 1－様式第 4 号）

環境負荷低減のチェックシート（別記 3－様式第 1 号）

（※）事業実施計画を変更しようとする場合は、変更前及び変更後の事業実施計画を添付すること。

(別記 1－様式第 6 号)

番 号
年 月 日

事業実施主体 殿

〇〇市町村長
氏名

令和 年度経営継承・発展支援事業交付決定前着手届について

経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和 3 年 3 月 26 日付け 2 経営第 2988 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 の第 2 の 1 の（2）の規定により、令和 年 月 日付けで承認を受けた別添事業について、下記の条件を了承の上、別添のとおり交付決定前に着手する必要があるので、同第 2 の 1 の（6）の規定に基づき、経営継承・発展支援事業の交付決定前着手届を提出します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した本事業に損失等が生じた場合、これらの損失等は、間接補助事業者が負担すること。
- 2 交付決定を受けた国庫補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 本事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

1 事業着手年月日

2 事業完了予定年月日

3 事業内容

事業名	事業費			
		補助対象 事業費※		
			うち国費	うち市町村費
経営継承・発展支援事業	円	円	円	円

（注）補助対象事業費とは、国庫補助金算定基礎となる事業費（1 経営体当たり100万円上限）をいいます。

4 交付決定前に事業に着手する理由

(別記 1－様式第 7 号)

番 号
年 月 日

事業実施主体 殿

〇〇市町村長
氏名

令和 年度経営継承・発展支援事業の事業完了報告について

経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和 3 年 3 月 26 日付け 2 経営第 2988 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 の第 2 の 1 の（10）の規定に基づき、経営継承・発展支援事業の事業完了報告書を提出します。

添付資料：市町村事業実施計画（別記 1－様式第 4 号）に事業の実績を記載したもの
環境負荷低減のチェックシート（別記 3－様式第 1 号）

(別記 1－様式第 8 号)

年 月 日

〇〇市町村長 殿

住 所
氏 名

令和 年度経営継承・発展支援事業の取組完了について

経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和 3 年 3 月 26 日付け 2 経営第 2988 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 の第 2 の 2 の（3）の規定に基づき、事業の取組が完了したので別添のとおり報告します。

添付資料：事業の完了を確認できる書類（納品書等の写し）及び経営発展計画（別記 1－様式第 2 号）に事業の取組の実績を記載したもの
環境負荷低減のチェックシート（別記 3－様式第 1 号）

(別記 1－様式第 9 号)

年 月 日

〇〇市町村長 殿

住 所
氏 名

令和 年度経営継承・発展支援事業の取組の実施状況に関する報告について

経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和 3 年 3 月 26 日付け 2 経営第 2988 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 の第 3 の 1 の規定に基づき、令和〇年度において実施した経営継承・発展支援事業の取組について、下記のとおり実施状況を報告します。

記

成果目標	実施状況	目標未達成となった主な理由等	目標達成に向けた改善措置 及び目標達成見込時期等
付加価値額の向上			
経営面積、飼養頭 羽数の拡大			
従業員数の増加			

（注） 1 実施事業の欄については、経営発展計画の進捗状況を具体的に記載してください。

2 目標未達成となった主な理由等の欄については、天候、市況、顧客ニーズの変動などの外部要因及び自己の責による内部要因を具体的に記載してください。

(別記 1－様式第10号)

番 号
年 月 日

事業実施主体 殿

〇〇市町村長
氏名

令和 年度事業実施計画の事業実施状況報告及び評価報告について

経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和 3 年 3 月 26 日付け 2 経営第 2988 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 の第 3 の 2 の規定に基づき、別添のとおり報告します。

添付資料：実施状況報告書（別記 1－様式第 9 号）及び事業実施状況報告及び評価報告一覧表（別記 1－様式第 11 号）

(別記 1 様式第11号)

事業実施状況報告及び評価報告一覧表

[illegible]

(別記 2)

推進事務事業

第 1 事業の内容

別記 1 に定める事業を推進するために必要となる以下の取組に係る経費について補助します。

1 間接補助事業者等の公募及び市町村等からの照会対応

事業実施主体は、間接補助事業者及び交付対象者の公募要領、申請様式等を作成するとともに、当該公募要領、申請様式等を掲載するウェブサイトの構築・運営及び都道府県、市町村等からの照会に対応するものとします。

2 助成対象者等の選定

助成対象者の選定については、以下により行うものとします。

- (1) 事業実施主体は、別記 1 の第 2 の 1 の (1) に定める事業実施提案書の提出を受けたときは、次のいずれかの要件を満たす者 2 名以上及び事業実施主体の職員 1 名以上により構成される審査委員会を開催し、審査基準（別記 1－別表 1）により助成対象者を選定します。

ア 税理士、公認会計士又は中小企業診断士等の資格を有する者

イ 農業の経営分野に関する博士号を有する者

- (2) 事業実施主体は、助成対象者の選定に際して、経営局長に対して、報告及び相談を行うものとします。

3 補助金の交付

事業実施主体は、間接補助金に係る交付規則等を定めた上で、別記 1 及び別記 2 に定める事業の進捗状況管理並びに間接補助金の確定検査及び支払事務を行うものとします。なお、当該確定検査及び支払事務は次のとおり行うものとします。

- (1) 事業実施主体は、間接補助事業者及び交付対象者に対し、事業完了報告書のほか、必要に応じて領収書等の支出実績が確認できる資料を提出させるものとします。

- (2) 事業実施主体は、(1) により提出された内容が、法令、実施要綱、交付要綱及び間接補助金に係る交付規則等で定めるところに違反しないか、当該間接補助事業者及び交付対象者が行った取組の目的及び内容が適正であるか、金額の算定に誤りがないか等を審査し、当該間接補助事業者及び交付対象者に交付すべき金額（(3) において「交付金額」といいます。）を確定するものとします。

- (3) 事業実施主体は、当該間接補助事業者及び交付対象者に対し、交付金額を通知

するとともに、当該間接補助事業者及び交付対象者があらかじめ指定した金融機関口座に交付金額を振り込むものとします。

第2 補助対象経費

- 1 第1の取組に必要となる次に掲げる経費を補助対象経費とします。なお、人件費の算定等にあつては、人件費の算定通知によるものとします。

(補助対象経費)

人件費、職員旅費、委員等謝金、委員等旅費、資料購入費、会議費、会場借料、設備等借料、設営費、消耗品・備品費、通信運搬費、印刷製本費（資料作成費を含む。）、広報費、雑役務費、委託費、外注費、システム設計・運用費、維持費、保険料、車両整備費、申請料、輸送・運搬費、公租公課、保管料及び振込手数料

- 2 事業実施主体は、1の経費以外に対し、補助金を充てた場合は、速やかに、当該補助金の全部又は一部を国に返還するものとします。

(別記 3)

環境負荷低減に向けた取組の実施

第 1 趣旨

事業実施主体、間接補助事業者及び助成対象者は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）第 15 条の規定に基づく、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和 4 年 9 月 15 日農林水産省告示第 1412 号）等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、事業実施主体及び助成対象者は、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「環境負荷低減のチェックシート」（別記 3 一様式第 1 号）に記載の各取組を実施することとします。

第 2 補助対象者のチェックシートの提出

- 1 本事業による助成を受けようとする補助対象者は、別記 1 の第 2 の 2 の（1）に定める取組承認申請書の提出に併せて、環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、自らが事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを間接補助事業者に提出することとし、間接補助事業者はチェックがついていることを確認することとします。
- 2 間接補助事業者は、別記 1 の第 2 の 1 の（2）に定める事業実施計画の承認申請書の提出に併せて、1 の補助対象者から提出されたチェックシートを、事業実施主体に提出することとします。
- 3 事業実施主体は、間接補助事業者から提出のあった、補助対象者の環境負荷低減のチェックシートに基づき、各補助対象者の氏名、住所（市町村名）及び実施する環境負荷低減の取組を整理したリストを作成し、別記 1 の第 2 の 1 の（3）に定める協議に併せて、経営局長に提出するものとします。

第 3 助成対象者のチェックシート提出

- 1 助成対象者は、別記 1 の第 2 の 2 の（3）に定める取組完了報告書の提出に併せて、環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、自らが事業実施期間中に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを間接補助事業者に提出することとし、間接補助事業者はチェックがついていることを確認することとします。
- 2 間接補助事業者は、別記 1 の第 2 の 1 の（10）に定める事業完了報告書の提出に併せて、1 の助成対象者から提出されたチェックシートを、事業実施主体に提出することとします。
- 3 事業実施主体は、間接補助事業者から提出のあった、助成対象者の環境負荷低減のチェックシートに基づき、各助成対象者の氏名、住所（市町村名）及び実施した環境負荷低減の取組を整理したリストを作成し、本事業実施要綱第 7 に定める事業完了報告書の提出に併せて、経営局長に提出するものとします。なお、農林水産省の職員

が、チェックシートを提出したリスト掲載者から対象者を抽出して、実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととします。

- 4 事業実施主体は、3の助成対象者から提出のあったチェックシート及びリストを事業実施年度から5年間保管するものとします。

第4 事業実施主体のチェックシートの提出

- 1 事業実施主体は、本事業実施要綱第6の2に定める事業計画書の提出に併せて、環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、自らが事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを経営局長に提出することとします。
- 2 事業実施主体は、本事業実施要綱第7に定める事業完了報告書の提出に併せて、環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、自らが事業実施期間中に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを経営局長に提出することとします。
- 3 なお、当該チェックシートの作成が、他事業の申請に当たり既に提出しているチェックシートの内容と重複する場合には、提出を省略できることとし、省略するに当たっては、提出済みのチェックシートの特定に必要な情報（事業名、提出年月日及び提出先）を記載の上、当該チェックシートと同様の内容である旨を記載することとします。

市町村名	
氏名	

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（農業経営体向け）

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	肥料の適正な保管	☐
②	☐	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
③	☐	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	☐
④	☐	有機物の適正な施用による土づくりを検討	☐
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
⑤	☐	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐
⑥	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	☐
⑦	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	☐
⑧	☐	農薬の適正な使用・保管	☐
⑨	☐	農薬の使用状況等の記録・保存	☐
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑩	☐	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
⑪	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑫	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑬	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑭	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）	☐
⑮	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	☐
	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑯	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑰	☐	関係法令の遵守	☐
⑱	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	☐
⑲	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→☐

市町村名	
氏名	

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（畜産経営体向け）

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)		申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
①	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない ☐ ） 肥料の適正な保管	☐	⑨	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
②	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない ☐ ） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐		申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)	⑩	☐	※特定事業場である場合（該当しない ☐ ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
③	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない ☐ ） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を 検討	☐		申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
④	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない ☐ ） 農薬の適正な使用・保管	☐	⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑤	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない ☐ ） 農薬の使用状況等の記録・保存	☐	⑫	☐	関係法令の遵守	☐
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)	⑬	☐	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	☐
⑥	☐	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用 や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー 消費をしないように努める	☐	⑭	☐	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養 管理の考え方を認識している	☐
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)	⑮	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める	☐
⑦	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐	⑯	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐
⑧	☐	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない ☐ ） 家畜排せつ物の管理基準の遵守	☐	⑰	☐	※和牛生産を行っている場合（該当しない ☐ ） 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正 競争防止に関する法律の遵守	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。
この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
 - ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。
- 上記について、確認しました→□

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（民間事業者向け）

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない ☐ ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない ☐ ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）	☐
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用 状況の記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネル ギー消費をしない（照明、空調、ウォームビ ズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用 等）ように努める	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達 を検討	☐
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない ☐ ） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。
この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☐	資源の再利用を検討	☐
	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施 する場合（該当しない ☐ ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑩	☐	※特定事業場である場合（該当しない ☐ ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努 める	☐
⑭	☐	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない ☐ ） 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→□

＜主な環境関係法令の遵守＞

助成対象者は「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

- (1) 適正な施肥
 - ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
 - ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
 - ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号） 等
- (2) 適正な防除
 - ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
 - ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）
 - ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号） 等
- (3) エネルギーの節減
 - ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号） 等
- (4) 悪臭及び害虫の発生防止
 - ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
 - ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号） 等
- (5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
 - ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
 - ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
 - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号） 等
- (6) 生物多様性への悪影響の防止
 - ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
 - ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
 - ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
 - ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
 - ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
 - ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
 - ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
 - ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号） 等
- (7) 環境関係法令の遵守等
 - ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）
 - ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 - ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
 - ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
 - ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
 - ・森林法（昭和26年法律第249号）
 - ・漁業法（昭和24年法律第267号） 等